

市民税などの 税金や 国民健康保険料などは、決められた 期限までに 自分から 払うものです。
 期限までに 払わないと 元々の 金額のほかに 延滞金も あわせて 払わなければなりません。
 また、給与や 預金など 財産の 差押えなどの 滞納処分を 受けることもあります。
 こうしたことに ならないように 市民税などは 必ず 期限までに 払ってください。

相談するところ

市民税などを 払うことが できないときは、まず、相談してください。
 住んでいる 場所の 事務所へ 連絡してください。

住んでいる場所	電話番号	e-mail	事務所	所在地
なかく 中区	082-504-0131 082-504-0132	tyoshu1@city. hiroshima.lg.jp	財政局収納対策部 徴収第一課	〒730-8567 広島市中区大手町 4-1-1
みなみく 南区	082-504-0133			おおてまちへいわ 大手町平和ビル 10階
にしく 西区	082-504-0211 082-504-0212	tyoshu2@city. hiroshima.lg.jp	財政局収納対策部 徴収第二課	
さえきく 佐伯区	082-504-0213			
ひがしく 東区	082-504-0321			
あきく 安芸区	082-504-0322	tyoshu3@city. hiroshima.lg.jp	財政局収納対策部 徴収第三課	
ひろしましがい 広島市外	082-504-0323			
あさみなみく 安佐南区	082-504-0411 082-504-0412	tyoshu4@city. hiroshima.lg.jp	財政局収納対策部 徴収第四課	
あさきたく 安佐北区	082-504-0413			
ぜんいき 全域 (高額滞納分)	082-504-2128	tokutai@city. hiroshima.lg.jp	財政局収納対策部 特別滞納整理課	〒730-8587 広島市中区国泰寺町 いっちょうめ 一丁目4-21 なかくやくしょ 中区役所7階

(注) 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

日本語の話す・聞くができる人は、事務所へ直接連絡してください。

日本語の話す・聞くができなくて通訳が必要な人は、下の相談窓口へ連絡してください。

【広島市・安芸郡外国人相談窓口】

Tel 082-241-5010 Fax 082-242-7452

E-mail : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

相談時間 月曜日から金曜日 9時から16時

(祝日・8月6日・12月29日から1月3日は休みです)

対応言語 中國語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピノ語

(フィリピノ語は、毎週金曜日と第1と第3水曜日のみ)